

静岡県監査委員告示第6号

静岡県監査委員事務局の組織及び処務に関する規程（昭和39年静岡県監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県監査委員 青木清高
 静岡県監査委員 城塚 浩
 静岡県監査委員 吉川雄二
 静岡県監査委員 佐野愛子

改正前	改正後
<p>第2条 前条に規定する課（以下「課」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(9) (略) (10) 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>監査課 (1)～(9) (略)</p> <p>第4条 課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に調査監、課長代理、専門監、主幹、副班長、主査、主任、副主任、主事及び技師を置く。</p> <p><u>2</u> (略) <u>3</u> 調査監は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理する。 <u>4～10</u> (略)</p> <p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>事務局長専決事項 (1)～(2) (略) (3) 課長に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間及び特別休</p>	<p>第2条 前条に規定する課（以下「課」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(9) (略) (10) <u>事務局内の連絡調整及び事務局内他課の</u>所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>監査課 (1)～(9) (略)</p> <p>第4条 <u>事務局に次長を、</u>課に課長を、班に班長を置き、必要と認める課に<u>参事、</u>調査監、課長代理、専門監、主幹、副班長、主査、主任、副主任、主事及び技師を置く。 <u>2 次長は、事務局長を補佐する。</u></p> <p><u>3</u> (略) <u>4 参事及び調査監は、上司の命を受けて特定の重要事項を処理する。</u> <u>5～11</u> (略)</p> <p>第6条 事務局長及び課長限りで専決処理できる事項は、次のとおりとする。ただし、専決処理事項であっても、特命があるとき又は事案が重要若しくは異例であると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>事務局長専決事項 (1)～(2) (略) (3) 課長に対する介護休暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、介護時間、<u>子育て部</u></p>

暇の承認

(4) ～(12) (略)

課長共通専決事項 (略)

総務課長専決事項

(1) (略)

(2) 事務局職員（事務局長及び課長を除く。
以下この条において同じ。）に対する介護休
暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、
介護時間及び特別休暇（夏季休暇及び家族
休暇に係るものを除く。）の承認

(3) ～(10) (略)

分休業及び特別休暇の承認

(4) ～(12) (略)

課長共通専決事項 (略)

総務課長専決事項

(1) (略)

(2) 事務局職員（事務局長及び課長を除く。
以下この条において同じ。）に対する介護休
暇に係る指定期間の指定並びに介護休暇、
介護時間、子育て部分休業及び特別休暇
（夏季休暇及び家族休暇に係るものを除
く。）の承認

(3) ～(10) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。